## 保育所等。整備の協議を義務づける条例が改正されました

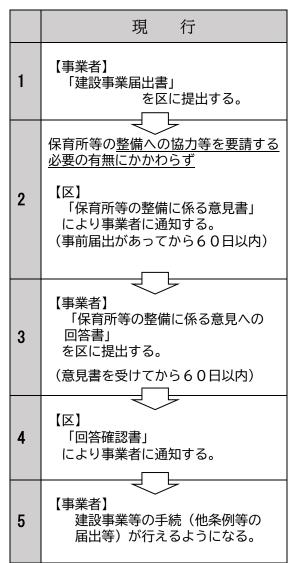
台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る

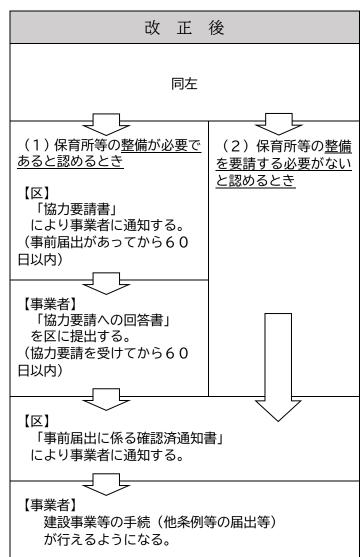
事前届出等に関する条例 及び 台東区保育所等整備協力金制度要綱

※ 保育所等とは、保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、その他区長が認めるものをいう。

## 条例について

平成26年の条例施行以降、待機児童の早期解消のため、保育所等の整備を要請してきましたが、多様な手法により施設の整備が進んだ結果、待機児童数が減少したことで、保育所等の整備を要請しない案件が発生しています。そのため、手続きをよりわかりやすくするよう、下表のように条例を改正いたしました。





## 要綱について

寄付証書の提出時期と様式を改正いたしました。

【お問い合わせ】 台東区都市づくり部 建築課 事前協議担当 電話:03-5246-1343